

はじめに

【江東区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下、「新型コロナ」という。）の感染症が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、江東区（以下、「区」という。）は、国や都等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、区民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の江東区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

区では、平成16（2004）年3月に「江東区健康危機管理対策マニュアル」を策定してから、健康危機から区民の生命と健康を守るための様々な対策を行ってきた。

その後、新型インフルエンザに対する危惧が高まり、区でも新型インフルエンザ対策を健康危機管理に係る重要課題と位置づけ、平成21（2009）年3月に「江東区新型インフルエンザ対策行動計画」の策定、同年10月には「江東区新型インフルエンザ対応マニュアル」を作成し、区における新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25（2013）年の特措法施行に伴い、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）、都の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）が制定されたことから、平成26年11月、区においても、新型インフルエンザ等²の発生時における健康危機管理の規範を示した特措法第8条の規定に基づく「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「区行動計画」という。）を策定した。

今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画が抜本改定し、都も令和7（2025）年5月に都行動計画を抜本改定した。国や都の改定を受け、区においても行動計画を改定するものである。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

² 特措法第2条第1号

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等³だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの7項目から政府や都の行動計画に合わせた13項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、区の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。